

(2) 療育手帳の取得（または更新）手続きの流れ

区役所の 保健福祉課で 療育手帳の 申し込みをします。
面接を 受けます。



心身障がい者リハビリテーションセンター
相談課（“はーとふる”ぷらざ）で 面接と 判定をします。

※ 更新の人は “はーとふる”ぷらざの 面接と 判定が ないこともあります。



区役所から お知らせの お手紙が とどきます。



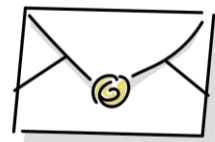
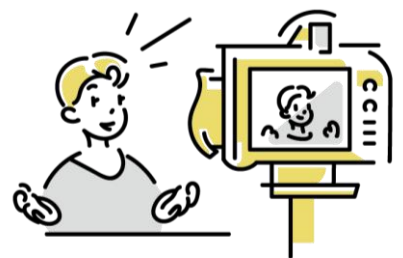
区役所の 保健福祉課で 療育手帳を 受け取ります。

◆ お知らせが おうちに 届くまで 判定してから
1か月くらい かかります。

◆ 療育手帳には 自分の 顔写真を 貼ります。
まだ 区役所の人に 写真を 渡していない人は
療育手帳を 受け取る時に 渡して ください。

◆ 18歳までの人は こども相談センターで 判定します。

くわしくは 区役所の 保健福祉課で 聞いて ください。



(3) こんなときは ^{く やくしよ} 区役所の ^{ほけんふくしか} 保健福祉課に ^い 行って ください

^{さいはんてい} 再判定 ^{こうしん} (更新) の ^{もう} 申し込み

^{てちょう} 手帳には ^{つぎ} 次に ^{はんてい} 判定を ^う 受ける ^{とし} 年と ^{つき} 月が ^き 決められています。
^{こうしん} 更新の ^{もう} 申し込みをして ください。

^{りょういくてちょう} 療育手帳に ^か 書いてあることが ^か 変わったとき

^{じゅうしょ} 住所や ^{なまえ} 名前 ^{ほごしゃ} 保護者などが ^か 変わったときは ^{とど} 届け出て ^で ください。

^な 無くしたり ^{やぶ} 破れてしまったり ^{したとき} したとき

^な 無くしたときや ^{やぶ} 破れて ^{つか} 使えなくなったときには
^{あた} 新 ^{てちょう} しい 手帳を ^{つく} 作るので ^{とど} 届け出て ^で ください。

いらなくなったとき

いらなくなったときには ^{てちょう} 手帳を ^{かえ} 返して ください。